

**個人県民税および個人事業税の申告期限を  
令和2年4月16日（木）まで延長しました。**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、個人県民税および個人事業税の申告期限を、国税における申告所得税と同様に、下記のとおり延長しましたのでお知らせします。

**申告期限**

税目	延長前	延長後
個人県民税	令和2年3月16日	<u>令和2年4月16日</u>
個人事業税(※)	令和2年3月16日	<u>令和2年4月16日</u>

(※) ただし、年の途中で事業を廃止したときは、廃業の日から1か月以内（死亡により廃業したときは4か月以内）に申告してください。

**以下の方は、個人県民税の申告(※)は不要です。**

- 所得税の確定申告をした方
- 給与所得のみの方
- 公的年金等に係る所得のみの方

(※) 個人県民税の申告は、個人市町村民税とあわせて市町村へ申告します。

**以下の方は、個人事業税の申告は不要です。**

- 所得税の確定申告をした方
- 住民税の申告書を市町村に提出した方

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、国税庁のホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>（国税庁HP）